

## 財政援助団体等監査結果に関する報告

### 第1 監査の対象

次のとおりである。

1	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会(財政援助団体監査)
・監査対象補助金	浜松市社会福祉協議会活動費補助金(平成28年度分)
・補助金の所管課	健康福祉部 福祉総務課
2	公益財団法人浜松国際交流協会(出資団体監査)
・市の出資比率	42.4%
・団体の所管課	企画調整部 国際課
3	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団(出資団体監査)
・市の出資比率	100.0%
・団体の所管課	健康福祉部 障害保健福祉課
4	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会(公の施設の指定管理者監査)
・公の施設	浜松市浜北障害者生活介護施設光の園
・施設の所管課	健康福祉部 障害保健福祉課

### 第2 監査の範囲

- 1 財政援助団体については、平成28年度に執行された本市からの補助金の交付に係る出納その他の事務について監査を実施した。  
また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。
- 2 出資団体については、平成28年度に執行された出納その他の事務について監査を実施した。  
また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。
- 3 公の施設の指定管理者については、主に平成28年度及び平成29年度に執行された出納その他の事務について監査を実施した。  
また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

### 第3 監査の期間

平成29年11月1日から平成30年2月19日まで

### 第4 監査の方法

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管課の事務が適正に執行されているかについて、団体ごとに設定した着眼点に基づき、関係書類を抽出により監査するとともに、関係者から説明を聴取した。

## 第5 監査の結果等

### 1 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会(財政援助団体監査)

#### (1) 補助金の概要

補助金名	浜松市社会福祉協議会活動費補助金(平成28年度分)
所管課	健康福祉部 福祉総務課
交付団体の所在地	浜松市中区成子町140番地の8
補助金の目的	浜松市社会福祉協議会活動の育成、援助等を行うことにより、社会福祉の向上に寄与し地域福祉の推進を図る。
補助金交付対象	ア 地域福祉推進事業 イ 広報事業 ウ 啓発事業 エ 福祉団体助成事業 オ 地区社協支援事業 カ ボランティアセンター事業 キ 生活支援事業
補助金額	137,000,000円
補助率	1/2以内

#### (2) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

### 2 公益財団法人浜松国際交流協会(出資団体監査)

#### (1) 団体の概要

設立	平成3年10月1日
所管課	企画調整部 国際課
設立目的	浜松市の特性を生かし、経済、学術、文化等の国際交流事業及び在住外国人の日常生活に関する支援事業を幅広く行い、もって個性と活力にあふれた国際都市浜松の創造に寄与すること。
事務所の所在地	浜松市中区早馬町2番地の1
組織 (平成29年3月31日現在)	ア 役員等 16人(理事長1人、専務理事1人、理事3人、評議員9人、監事2人) イ 職員 21人
主な事業	ア 国際交流、国際理解及び国際協力活動の推進 イ 多文化共生社会づくりの推進 ウ 国際ボランティア及び市民活動の支援 エ 国際交流に関する情報の収集及び提供 オ 国際交流関係諸団体との連絡調整 カ その他法人の目的を達成するために必要な事業
市との関係	市は公益財団法人浜松国際交流協会に対し150,000,000円を出えん(出資比率42.4%)している。

## (2) 経営状況

## ア 貸借対照表

平成 29 年 3 月 31 日現在

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
流動資産	31,186	流動負債	13,976
固定資産	378,659	固定負債	2,832
基本財産	353,986	負債の部合計	16,809
特定資産	24,356	<b>正味財産の部</b>	
その他固定資産	316	指定正味財産	347,356
		一般正味財産	45,680
		正味財産の部合計	393,036
資産の部合計	409,845	負債及び正味財産の部合計	409,845

※ 表中に用いた金額は、原則として千円未満を切り捨てて表示した。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。(以下同じ)

## イ 正味財産増減計算書

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(単位 千円)

科 目	金 額
<b>一般正味財産増減の部</b>	
經常増減の部	
經常収益	113,783
經常費用	110,317
当期經常増減額	3,465
經常外増減の部	
經常外収益	0
經常外費用	0
当期經常外増減額	0
法人税、住民税及び事業税	0
当期一般正味財産増減額	3,465
一般正味財産期首残高	42,214
一般正味財産期末残高	45,680
<b>指定正味財産増減の部</b>	
指定正味財産期首残高	347,332
指定正味財産期末残高	347,356
正味財産期末残高	393,036

### (3) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

## 3 社会福祉法人浜松市社会福祉事業団(出資団体監査)

### (1) 団体の概要

設 立	平成4年2月26日
所 管 課	健康福祉部 障害保健福祉課
設 立 目 的	在宅心身障害者の自立と社会参加を促す拠点施設として浜松市が設置した「浜松市発達医療総合福祉センター」の管理運営のために設立された。
事務所の所在地	浜松市浜北区高薊 775 番地の 1
組 織 (平成 29 年 3 月 3 1 日 現 在 )	ア 役員等 21人(理事長1人、理事5人、評議員13人、監事2人) イ 職員 216人
主 な 事 業	ア 浜松市発達医療総合福祉センターの指定管理 イ 浜松市地域活動支援センター事業の受託 ウ 浜松市発達障害者支援センター事業の受託 エ 浜松市発達支援広場事業の受託 オ 児童発達支援事業所「ひまわり ひくまの丘」の運営
市 と の 関 係	市は社会福祉法人浜松市社会福祉事業団に対し 3,000,000 円を出えん(出資比率 100.0%)している。

### (2) 経営状況

#### ア 貸借対照表

平成 29 年 3 月 31 日現在

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
流動資産	363,290	流動負債	189,573
固定資産	869,530	固定負債	377,508
基本財産	3,000	負債の部合計	567,081
その他の固定資産	866,530	<b>純資産の部</b>	
		基本金	3,000
		国庫補助金等特別積立金	3,930
		その他の積立金	454,686
		次期繰越活動増減差額	204,122
		純資産の部合計	665,739
資産の部合計	1,232,821	負債及び純資産の部合計	1,232,821

イ 事業活動計算書

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(単位 千円)

科 目	金 額
サービス活動増減の部	
サービス活動収益	1,279,516
サービス活動費用	1,264,058
サービス活動増減差額	15,458
サービス活動外増減の部	
サービス活動外収益	18,732
サービス活動外費用	0
サービス活動外増減差額	18,732
経常増減差額	34,190
特別増減の部	
特別収益	946
特別費用	1,027
特別増減差額	△81
当期活動増減差額	34,109
繰越活動増減差額の部	
前期繰越活動増減差額	175,431
当期末繰越活動増減差額	209,540
その他の積立金取崩額	3,297
その他の積立金積立額	△8,715
次期繰越活動増減差額	204,122

(3) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

4 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者の所在地

浜松市中区成子町 140 番地の 8

(2) 指定管理業務の概要

施 設 名	浜松市浜北障害者生活介護施設光の園
所 管 課	健康福祉部 障害保健福祉課
所 在 地	浜松市浜北区小松 3236 番地の 1
施 設 の 概 要	ア 開設日 平成 4 年 3 月 1 日 イ 概要 木造カラーベスト葺一部 2 階建て 敷地面積 856.00 m <sup>2</sup> 延床面積 335.53 m <sup>2</sup>

指 定 期 間	平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
指 定 管 理 料	0円(平成28年度) 0円(平成29年度)
利 用 料 金 制	導入済
指 定 管 理 者 の 主 な 業 務	ア 生活介護の実施に関する業務 イ 管理施設等の維持管理に関する業務 ウ 光の園の管理に関して市長が必要があると認める業務

### (3) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

## 第 6 財政援助団体等監査の結果に基づく意見について

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出する。

### 公益財団法人浜松国際交流協会(出資団体監査)

#### 所 管 課 企画調整部 国際課

外国人市民が地域で安定し自立した生活を送ることを支援するため、市は公益財団法人浜松国際交流協会(以下「協会」という。)に事業を委託し、浜松市多文化共生センター及び浜松市外国人学習支援センターにおいて実施している。

本委託契約では、事業対象者を「外国人市民」としているが、対象者の範囲が曖昧となっている。国際課及び協会は、利用者の属性(住所、勤務先、学校等)など現状を十分に把握したうえで、市外在住の利用者状況について関係自治体へ情報提供するとともに、委託事業における事業対象者の範囲設定などを明確にされたい。